

## ◇ 法学研究科

### (1) 教育理念・目標

北海道という地域社会に立脚し、この地域社会からの多様なニーズに応えるという法学研究科の設置趣旨の下、社会に貢献できる有為な人材として、法学・自治行政に関する高度の専門的知識と素養を備えた「高度法務職業人」の養成を教育の理念・目標とする。

### (2) 教育方針

1 高度の専門的知識と素養を備えた「高度法務職業人」の養成という教育理念・目標を実現するために、法学研究科は以下の法学・自治行政に関する専門的・実践的な教育を行う。

①法務能力の向上を志向する社会人に対する教育を行う。

法化社会の第一線で働く社会人の法務能力の向上を目的とする法律・自治行政に関する専門的・実践的教育を志向して教育を行う。

②高度な専門教育を志向する大学卒業者に対する教育を行う。

より高度な専門教育を志向する大学卒業者に対して、大学での教育を補完する先見性や創造性を涵養する高度な専門的・実践的教育を行う。

③社会人に対する再教育、補完的教育を行う。

より高度な専門教育を志向しながらも勤務の制約上大学院に入学できないという状況にある社会人に対して、再教育、補完的教育を行う。

④外国人留学生に対する教育を行う。

わが国の法学・自治行政の研究を志向する外国人留学生に対して、そのニーズに応じた高度なより専門的・実践的法学教育を行う。

2 ファカルティー・デベロップメントを積極的に推進する。

大学院教員の研究、研鑽を図るとともに、ファカルティー・デベロップメントを積極的に推進することで、大学院生の教育・研究指導の充実を推進する。また、在籍する大学院生に対しては、厳格な履修要件とその単位認定、専攻科目担当教員による論文指導を受けて修士論文の作成および修士論文審査に合格することを学位取得の要件とする。

3 修学に対する便宜措置を講ずる。

大学院での教育を希求する社会人に対しては、勤務と修学の両立を可能にしうる修学条件を確認し、カリキュラムの編成においても「昼夜開講制」の採用、土曜日開講あるいは「科目等履修生制度」を設けるなど、社会人の修学の便宜を講ずる措置を積極的に行う。

### (3) アドミッションポリシー（入学者受入方針）

法学研究科では、大学院教育を受けることのできる学力と意欲のある者を以下の基本方針に基づき積極的に受け入れる。

・専門教育を志向することを裏づける基礎学力を有し、法学、政治学、行政学に深い問題関心と研究意欲の高い多様な学生を受け入れる。

・本研究科の教育方針の一つが、法務能力の向上を志向する社会人に対する教育、社会人に対する再教育、補完的教育であることから、本研究科は法務能力の向上を志向する社会人の入学を積極的に進める。

・近年、国際化の進展とともに、日本の法、政治・行政を学ぼうとする外国人が多くなってきていることを踏まえ、日本の法、政治・行政に深い問題関心を有し、日本の法学、政治学、行政学を学ぼうとする留学生を受け入れる。

#### (4) ディプロマポリシー（学位授与方針）

法的または政治・行政的諸問題に深い関心を有し、幅広く社会で活躍できる専門性を身につけ、次の要件を全て満たした者に学位を授与する。

- ・ 本学修士課程に2年以上在籍し、所定の授業科目の中から30単位以上を修得すること。
- ・ 必要な研究指導を受けること。
- ・ 修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

#### (5) カリキュラムポリシー（教育課程編成方針）

学位授与の方針を踏まえ、法律学および政治・行政学について基本科目から発展・応用科目まで幅広く学習できる次の科目群を総合的に組み合わせた教育課程を編成する。なお、単位認定にあたっては成績評価基準に基づき厳格な評価を行う。

- ・ 地方自治体等の諸活動に関する法的枠組みの高度な研究や、行政実務の処理能力の養成を目的とした科目。
- ・ 企業活動における実践的法技術・実務処理能力の養成を主な目的とした科目
- ・ 変転する法状況に対応する為の先見性に満ちた高度な専門的・実践的教育・研究科目

# 法学研究科法学専攻（修士課程）開講科目

（平成25年度以降入学生に適用）

授 業 科 目 名	単位数	学 年	担 当 者	備 考
<b>〔講義科目〕</b>				
憲 法 特 論	4	1・2	(本年度休講)	オムニバス春学期
刑 法 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
刑 事 訴 訟 法 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
行 政 法 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
国 際 法 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
自 治 体 法 務 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
民 法 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
商 法 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
会 社 法 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
民 事 訴 訟 法 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
労 働 法 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
税 法 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
企 業 法 務 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
法 社 会 学 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
英 米 法 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
政 治 学 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
行 政 学 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
自 治 行 政 特 論	4	1・2	(本年度休講)	
外国文献研究特論（英語）	4	1・2	(本年度休講)	
外国文献研究特論（独語）	4	1・2	(本年度休講)	
外国文献研究特論（仏語）	4	1・2	(本年度休講)	
特 別 講 義	4	1・2	(本年度休講)	
特別講義（日本法入門）	2	1	(本年度休講)	
<b>〔特別演習科目〕</b>				
憲 法 特 別 演 習	4	2	(本年度休講)	
刑 法 特 別 演 習	4	2	(本年度休講)	
行 政 法 特 別 演 習	4	2	(本年度休講)	
民 法 特 別 演 習	4	2	(本年度休講)	
商 法 特 別 演 習	4	2	(本年度休講)	
会 社 法 特 別 演 習	4	2	(本年度休講)	
税 法 特 別 演 習	4	2	(本年度休講)	
法 社 会 学 特 別 演 習	4	2	(本年度休講)	
政 治 学 特 別 演 習	4	2	(本年度休講)	
行 政 学 特 別 演 習	4	2	(本年度休講)	
自 治 行 政 論 特 別 演 習	4	2	(本年度休講)	
<b>〔研究指導〕</b>				
法 学 研 究 指 導 演 習	2	2	上机 美穂 教授	秋学期 秋学期
政 治 学 研 究 指 導 演 習	2	2	(本年度休講)	

※ 修了要件は、札幌大学大学院学則別表第1参照